

第II章 快適で安心・安全に暮らせるまちづくり

第1節 全町公園化

現況と課題

公園・緑地は、町民の憩いの場、やすらぎの場として、また、レクリエーションやイベントを楽しんだり、人や自然とのふれあいの場としても重要な空間です。また、災害時における避難場所としても大きな役割を担っています。

また、近年の余暇時間の増大などを背景に、身近な公園・緑地整備に対する住民の要望は高まっています。

このため、町民はもとより、近隣住民が利用しやすい多目的総合公園等の整備や飛騨川や神湫川沿いの環境美化に努めるとともに計画的に取り組む必要があります。

また、全町を公園と見立て、地域住民の理解のもと、まちぐるみで環境美化の推進を図っていく必要があります。

めざす方向

やすらぎとうるおいのもてる生活空間の確保を基本に、町全体を公園と見立て美しいまちづくりを進め、まちぐるみで環境美化の推進を図ります。



主要施策

- 多目的総合公園の整備
- 身近な公園・緑地の確保
- 環境美化の推進

1 多目的総合公園の整備

①人・自然・文化のふれあい交流拠点として、地域内外の人々がそれぞれの生活スタイルに合わせた過ごし方を楽しむことができる多目的総合公園の整備を推進します。

2 身近な公園・緑地の確保

- ①地域住民の連帯意識やコミュニティ醸成の場となり子供がのびのびと遊ぶことができるオープンスペースの確保と整備に努めます。
- ②道路の改良計画や河川の改修計画に合わせ、ポケットパークや親水公園などの設置に努めます。

3 環境美化の推進

- ①役場庁舎をはじめ、各種公共施設での花壇、植樹などの修景整備を推進します。
- ②地域住民、民間団体、関係機関等の協力のもと、公益施設や事業所などの環境美化を促進します。



第2節 快適な環境の形成と公害防止

現況と課題

本町は、四方を森林に囲まれ、その山あいを飛騨川や神瀬川が流れるなど、豊かな自然環境に恵まれています。

しかし、近年の生活様式の変化や都市化の進展等を背景に、河川の水質汚濁が進むなど、豊かな自然が損なわれつつあるほか、オゾン層の破壊や地球の温暖化、酸性雨などの地球規模の環境問題や、アスベストによる被害などが大きくクローズアップされており、人間を含む生物などの生態系に及ぼす影響が懸念されています。

このため、この貴重な自然環境を適切に保全し、次代へ継承していくため、町民意識の高揚を図り、身近な環境美化活動を促していく必要があります。

また、価値観の変化に伴い、生活へのうおいやゆとりを求める風潮は次第に高まってきており、山や川などの自然景観や個性ある歴史文化景観等の美化アメニティの形成に取り組むことが求められています。

一方、公害については、今までに大きな問題は発生していませんが、生活水準の向上や生活様式の多様化に伴い、生活雑排水による水質悪化や騒音、悪臭、河川汚濁などの苦情が一部に発生しています。

こうした状況のもと、これらの問題を解決していく基本的考え方として、「七宗町を清潔で美しいまちにする条例」を遵守し、町民一人ひとりが環境に対しきめ細かな配慮を持ち続けることや相互の生活を尊重し合うことが必要となっています。

また、今後とも快適な生活環境を維持していくため、環境監視体制の充実や行政指導の強化を図るとともに、公害防止及び環境保全に対する普及活動や県が推進する施策への積極的な参加が必要となっています。



めざす方向

うおいとやすらぎのある町民生活の実現を図るため、自然生態系と人間社会との共存共栄を基本に、自然環境・景観の保全や調和のとれた開発・利用に努めるとともに、自然保護思想の普及啓発に努めます。

また、環境問題への関心と理解を深め、あらゆる公害の未然防止を図るとともに、環境監視体制の充実や行政指導の強化により、安全で快適な生活環境の保持をめざします。

主要施策

- 快適な環境の形成と公害防止
- 自然環境の保全と活用
 - 景観整備の推進
 - 公害防止対策の充実

1 自然環境の保全と活用

- ① 豊かな自然環境を保全するため、関係法令の適正な運用と指導に努めるとともに、本町の実情にあった土地利用の計画と自然との調和に配慮した適切な地域の活用を推進します。
- ② 河川や用水路などの水質保全を図るとともに、水辺整備による魚類などの生息環境の改善や人と水、人と緑のふれあいを楽しめる町民憩いの場の確保に努めます。
- ③ 自然の神秘や偉大さを学ぶ場として、飛水峡をはじめその一帯に点在する罅穴群や日本列島最古の石発見地などの自然資源の有効活用を図るとともに、これらを結ぶ中部北陸自然歩道などの整備に努めます。
- ④ 自然保護教育の推進、指導者・ボランティアの育成を図って、自然保護思想の普及啓発に努めます。

2 景観整備の推進

- ①地域景観の保全とイメージアップのため、道沿いの屋外広告物や公共施設の整備にあたり、町の風土や周囲の景観に配慮するよう誘導と整備に努めます。
- ②個性ある郷土景観の形成に対する町民意識の高揚を図り、町民の協力のもと、地域ぐるみの花と緑のまちづくり運動や環境美化活動、遊休地の除草等を推進します。

3 公害防止対策の充実

- ①公害を未然に防ぐため、発生源となる工場や事業所等に対し、立ち入り調査など、公害パトロールの強化を図り、的確な規制指導に努めます。
- ②多種多様化する公害に対し、迅速かつ適正な処理を行うため、関係機関と協力して苦情処理体制の充実に努めます。
- ③地球環境の保全のため、産業廃棄物や一般廃棄物の不法投棄の監視と指導体制の強化に努めます。
- ④町民が公害のない環境の中で暮らせるよう、また、自然豊かな環境を保全できるように広報や講習会などを通じ、一人ひとりの公害防止意識の高揚に努めます。



第3節 住宅・宅地の整備

現況と課題

住宅は、町民が安定した豊かな生活を営むために基盤となるものであり、人口の定着化を促進させる重要な要素の一つでもあります。

近年、道路事情の好転から、美濃加茂市、可児市、さらには岐阜市方面への通勤者が増加する傾向にあります。これらの通勤者のうち、二男・三男といった層の潜在的な住宅需要も少なくなく、また、豊かな緑や水に恵まれた環境の中、今後のU・I・Jターンを促進することにより、本町での住宅需要も高まる可能性があります。

このため、こうした住宅需要を踏まえ、適切な開発指導のもと民間事業者を活用した新規住宅の確保や既存住宅の有効活用に努めるとともに老朽化した公営住宅の建て替えを推進し、景観にも配慮した住環境の整備を図る必要があります。

さらに、高齢化社会に対応した高齢者や障害者の暮らしやすい住宅づくりも今後の課題となっているとともに、将来起こると予想される「東海地震」に対応した住宅政策が求められています。

めざす方向

豊かな緑や美しい水など恵まれた住環境の中で便利で快適な生活を営む環境を確保するとともに、若者の定住を促進し、今後の本格的な高齢化社会を見通した住宅施策について、総合的な検討を図り民間事業者の活用と、時代のニーズに対応した良好な住宅・宅地の確保に努めます。また、「東海地震」に対応した住宅政策を推進します。

主要施策

住宅・宅地の整備

- 民間住宅開発の誘導の促進
- 町営住宅の整備
- 東海地震に対応した住宅の整備

1 民間住宅開発の誘導の促進

- ①道路、下水道等の生活基盤を整備し民間住宅の供給の誘導に努めます。
- ②住宅・宅地開発が無秩序に行われないよう、適切な指導に努めます。
- ③民間事業者の活用により空家や遊休地の有効利用を検討します。

2 町営住宅の整備

- ①町営住宅の居住環境の向上を図るため、町営住宅ストック総合活用計画の策定とマスタープランの見直しを行い整備を推進します。

3 東海地震に対応した住宅の整備

- ①東海地震に備え住宅の耐震診断を促すとともに、耐震化を促進するため、既存の補助制度をさらに充実させることを検討します。



第4節 上・下水道の整備

現況と課題

本町の水道事業は、昭和45年の麻生簡易水道事業の着手を手始めに、昭和62年の中神測簡易水道拡張事業の完成に至る18年間という長い歳月により、町全域への給水が可能となりました。

しかし、事業着手以来、今日までに相当な年数が経過していることから、配水管などの老朽化も著しく、各所で漏水などの問題が発生しており、事業運営に大きな影響を及ぼしています。

現在、本町には7つの簡易水道と1つの飲料水供給施設がありますが、いずれもその水源は町内を流れる小河川や谷川であることから、生活雑排水などによる水質汚濁への懸念や、異常気象による枯渇の恐れなどの不安定な要素を抱えています。

こうした中、近年における生活様式の変化など、農業集落排水施設等の供用開始、合併浄化槽の普及などにより、今後、口径不足から配水圧不良が発生する恐れがあり、町内全域への水の安定供給は、行政に課せられた大きな使命となっています。

このため、安全な水を安定的に供給できるよう、中神測簡易水道施設の改修事業を平成17年度までに実施し、残る麻生簡易水道施設などについても新たな水源の確保・保全や既設の配水管の年次的な更新などの健全化に努める必要があります。

一方、下水道事業は町民が安心して健康で文化的な生活を営んでいくうえには欠くことのできないものとなっており、快適な生活環境の確保と、自然環境を保全するため、全町下水道化をめざし、地域の特性に応じた手法を用いて下水道の整備を積極的に推進しなければなりません。

また、整備済みの区域については、未接続家屋の解消を図り電子化による台帳整備を行い、適切な施設管理を進めます。

麻生処理区は、基本計画を踏まえ、特定環境保全公共下水道及び、個別排水処理施設により早期に下水道整備できるよう、地区の現状を把握し検討します。

農業集落排水整備事業や小規模集合排水処理施設整備事業として整備できない区域については、個別排水処理施設整備事業や合併処理浄化槽設置整備事業により対応します。

めざす方向

長期的な水需要の予測に立ち、水資源の確保と併せて供給施設の計画的整備によるライフラインの確保を図り、全町域にわたって安全でおいしい水の安定的供給をめざします。

また、本町の優れた自然環境の保全とともに、すべての町民が快適で文化的な生活が営めるよう、「七宗町下水道基本構想」に基づく下水道事業の計画的な整備をめざします。

主要施策

上・下水道の整備	上水道	●水道施設の整備拡充
		●水源の確保
		●節水意識の高揚
		●水源地域の環境保全
		●緊急時対策
	下水道	●麻生処理区域の事業促進
		●下水道処理施設の維持管理
		●合併処理浄化槽の整備促進
		●未接続家屋の解消

1 水道施設の整備拡充

- ①今後の水需要の変化に対応できるよう、簡易水道施設の統合を検討していくとともに、配水管網の整備見直しや配水池の増設などを計画的に推進します。
- ②老朽管の布設替を計画的に推進し、漏水水量の減少、有収率の向上を図ります。

2 水源の確保

- ①安全で安定した供給を確保するため、新たな自己水源の確保に努めます。

3 節水意識の高揚

- ①水資源の重要性を町民に啓発し、節水意識の高揚に努めます。

4 水源地域の環境保全

- ①水源地域の水源かん養機能の向上を図るとともに、河川水質の汚濁防止に努めます。

5 緊急時対策

- ①災害などによる緊急時の断水に備え、給水タンクの配置、応急体制計画の策定に努めます。

6 麻生処理区域の事業促進

- ①町民への啓発と終末処理施設の整備手法や処理方法などの検討を進め、事業促進に努めます。

7 下水道処理施設の維持管理

- ①農業集落排水事業、小規模集合排水処理施設整備事業、個別排水処理施設整備事業における各施設の維持管理については、効率的な管理方法を検討します。

8 合併処理浄化槽の整備促進

- ①公共下水道事業、農業集落排水事業などが見込まれない地域の快適な生活環境の確保と河川や水路の水質保全を図るため、合併処理浄化槽の整備、普及を促進します。

9 未接続家屋の解消

- ①町民の意識啓発を図りながら、未接続家屋の解消に努めます。

簡易水道の普及・利用状況

(単位：箇所、人、%、m³)

区分 年次	箇所数	給水人口	普及率	年間給水量
平成11年	8	5,223	98.9	619,458
12	8	5,323	99.0	630,649
13	8	5,075	98.4	630,251
14	8	4,982	98.1	621,991
15	8	4,901	98.6	626,712
16	8	5,063	97.3	588,886

資料：水道課各年3月31日現在

下水道の普及状況

(単位：世帯、人、%)

区分 年次	世帯数	人口	農業集落排水施設		小規模集合排水処理施設		個別排水処理施設		合併処理浄化槽		合計		普及率	
			世帯	人口	世帯	人口	世帯	人口	世帯	人口	世帯	人口	世帯	人口
平成11年	1,569	5,620			12	45	2	4	103	418	117	467	7.5	8.3
12	1,559	5,519	79	314	12	43	4	10	142	570	237	937	15.2	17.0
13	1,562	5,468	79	308	29	110	4	10	157	636	269	1,064	17.2	19.5
14	1,564	5,428	110	402	29	112	36	124	175	687	350	1,325	22.4	24.4
15	1,570	5,331	109	396	49	185	65	225	188	739	411	1,545	26.2	29.0
16	1,565	5,256	432	1,875	53	193	136	496	216	651	837	3,215	53.5	61.2

資料：水道課 各年4月1日現在



第5節 廃棄物処理対策の充実

現況と課題

経済活動の活発化と住民の生活様式の変化により、廃棄されるごみの内容も多様化し、その排出量も年々増加傾向にあります。

本町では、可茂衛生施設利用組合に加入し、ごみ処理はささゆりクリーンパークで、また、し尿と浄化槽汚泥は緑ヶ丘クリーンセンターで処理をしています。

しかし、年々増加するごみを処理するだけの行政施策にとどまらず、今後は住民と行政が一体となりごみの分別や資源の再利用、リサイクルなど減量化について、どのように対処していくかを検討することが必要です。

生活文化の向上と相まって今後、河川などの水質汚濁が進むことから、合併処理浄化槽設置に係る補助制度を充実させ普及に努め、設置者に対してはその適正な維持管理の指導を強化していく必要があります。

めざす方向

年々増大・多様化するごみに対応して、ごみの分別、減量化、資源化を促進し、清潔で文化的な生活環境の創出をめざします。

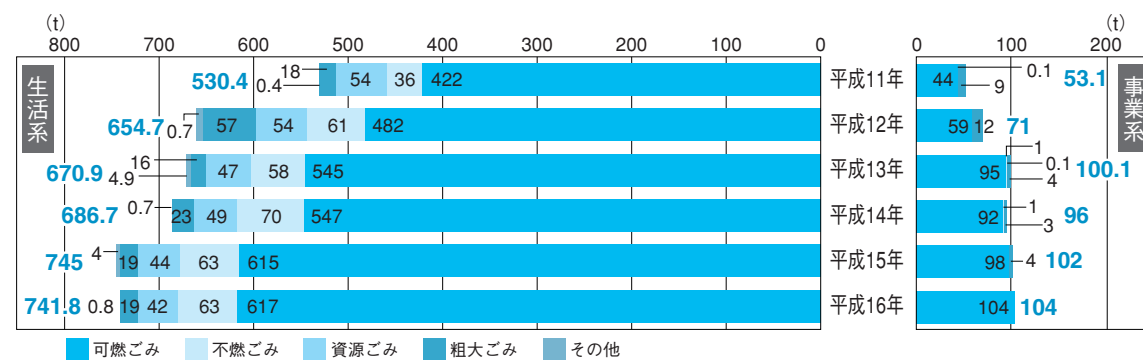
また、合併浄化槽や下水道処理施設の適正な維持管理や指導に努め、河川や水路など環境の保全と快適で衛生的なまちづくりをめざします。

ごみ収集量の推移

(単位：t)

区分 年度	合計	生活系					事業系					
		可燃ごみ	不燃ごみ	資源ごみ	粗大ごみ	その他	可燃ごみ	不燃ごみ	資源ごみ	粗大ごみ	その他	
平成11年	583.5	530.4	422.0	36.0	54.0	18.0	0.4	53.1	44.0		0.1	9.0
12	725.7	654.7	482.0	61.0	54.0	57.0	0.7	71.0	59.0			12.0
13	771.0	670.9	545.0	58.0	47.0	16.0	4.9	100.1	95.0	1.0	0.1	4.0
14	782.7	686.7	547.0	70.0	46.0	23.0	0.7	96.0	92.0	1.0		3.0
15	847.0	745.0	615.0	63.0	44.0	19.0	4.0	102.0	98.0			4.0
16	845.8	741.8	617.0	63.0	42.0	19.0	0.8	104.0	104.0			

資料：可茂衛生施設利用組合



主要施策

廃棄物処理対策の充実

- ごみ処理**
 - ごみ収集処理体制の充実
 - ごみ減量化対策の推進
 - リデュース・リユース・リサイクル運動の推進
 - 産業廃棄物処理対策の充実
- し尿処理**
 - し尿収集体制の整備
 - 合併浄化槽等の適正管理の促進
 - し尿処理施設の効果的利用

1 ごみ収集処理体制の充実

- ①ごみの増加とごみの種類の変化に対処するため、可茂衛生施設利用組合のごみ処理施設である、ささゆりクリーンパークの有効利用に努めます。
- ②各地区の実情に即し、現行のごみ収集回数や収集場所などの改善に努めます。
- ③町民の協力により、分別収集の徹底を図り、ごみの資源化に努めます。

2 ごみ減量化対策の推進

- ①ごみ排出量の減量化を促進するため自家処理の補助制度をさらに拡充・奨励に努めます。

3 リデュース・リユース・リサイクル運動の推進

- ①町民のリデュース・リユース・リサイクルへの関心と理解を深めるため、啓発や環境教育の実施とともに、自主的な行動を促していくための情報提供の整備を進めます。
- ②リユース・リサイクル活動を行う団体の育成に努め、活動が一層高まるための支援を推進します。

4 産業廃棄物処理対策の充実

- ①事業所から排出される産業廃棄物については、自らの責任において処理することを原則とし、適正な処理、処分が行われるよう県関係機関と連携を密にし、啓発と指導の強化に努めます。

5 し尿収集体制の整備

- ①許可業者の運搬車の計画的、合理的な配車計画等による円滑な事業実施に努めます。

6 合併浄化槽等の適正管理の促進

- ①合併浄化槽等の適正な維持管理がなされるように、設置者に対して清掃、保守点検などの指導の徹底を図ります。

7 し尿処理施設の効果的利用

- ①可茂衛生施設利用組合のし尿処理施設である緑ヶ丘クリーンセンターを効果的に利用します。

